

兵庫県公報

平成29年4月1日 土曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

○ 勤務命令	達	ページ
○ 勤務命令	企業庁達	1
○ 勤務命令	病院局達	2
○ 勤務命令		3

達

達第1号

本 庁
地 方 機 関

次の各号に該当する職員は、別に発令されない限り、それぞれ当該各号により発令されたものと心得られたい。

- 1 行政組織規則等の一部を改正する規則（平成29年兵庫県規則第27号。以下「規則」という。）の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

企画県民部秘書課	企画県民部知事室秘書課
企画県民部儀典室	企画県民部知事室儀典室
企画県民部広報課	企画県民部知事室広報課
企画県民部広聴室	企画県民部知事室広聴室
企画県民部芸術文化課	企画県民部知事室芸術文化課
企画県民部ビジョン課	企画県民部ビジョン局ビジョン課
企画県民部統計課	企画県民部ビジョン局統計課
企画県民部地域創生課	企画県民部地域創生局地域創生課
企画県民部地域振興課	企画県民部地域創生局地域振興課
企画県民部県民生活課	企画県民部県民生活局県民生活課
企画県民部消費生活課	企画県民部県民生活局消費生活課
企画県民部地域安全課	企画県民部県民生活局地域安全課
企画県民部交通安全室	企画県民部県民生活局交通安全室
企画県民部男女家庭課	企画県民部女性青少年局男女家庭課
企画県民部青少年課	企画県民部女性青少年局青少年課
企画県民部科学振興課	企画県民部科学情報局科学振興課

企画県民部情報企画課	企画県民部科学情報局情報企画課
企画県民部システム管理室	企画県民部科学情報局システム管理室
企画県民部政策調整課	企画県民部政策調整局政策調整課
企画県民部広域調整課	企画県民部政策調整局広域調整課
企画県民部水エネルギー課	企画県民部ビジョン局水エネルギー課
健康福祉部高齢社会局高齢対策課	健康福祉部少子高齢局高齢対策課
健康福祉部高齢社会局介護保険課	健康福祉部少子高齢局介護保険課
健康福祉部子ども局子ども政策課	健康福祉部少子高齢局子ども政策課
健康福祉部子ども局児童課	健康福祉部少子高齢局児童課
県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター資源部	県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター森林活用部
県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター木材利用部	県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター木材活用部
県立農林水産技術総合センター水産技術センター資源部	県立農林水産技術総合センター水産技術センター水産環境部
県立農林水産技術総合センター水産技術センター増殖部	県立農林水産技術総合センター水産技術センター水産増殖部

2 規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

阪神北県民局総務企画室地域振興課班長	阪神北県民局県民交流室地域振興課班長
但馬県民局地域政策室地域づくり課班長（地域ビジョンに関する業務を担当するものに限る。）	但馬県民局地域政策室協働推進課班長

3 規則の施行の際、企画県民部特区推進課主査に補せられている職員は、企画県民部地域創生局地域振興課主査に補せられたものとする。

4 規則の施行の際、阪神北県民局総務企画室課長補佐に補せられている職員（地域振興及び商工労政に関する業務を担当する者に限る。）は、阪神北県民局県民交流室課長補佐に補せられたものとする。

平成29年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

企 業 庁 達

企業庁達第1号

本 庁

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程（平成29年兵庫県企業庁管理規程第2号）の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、別に発令されない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

立地推進課	企業誘致課
-------	-------

地域整備課

地域整備振興課

平成29年4月1日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

病 院 局 達

病院局達第1号

地 方 機 関

病院局組織規程の一部を改正する管理規程（平成29年兵庫県病院局管理規程第5号）の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、別に発令されない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものと心得られたい。

県立光風病院	県立ひょうごこころの医療センター
県立こども病院小児救急医療センター	県立こども病院小児救命救急センター

平成29年4月1日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也